

札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第51号

札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例

札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。
- (2) 附則第12項中「日本電信電話株式会社に」を「日本電信電話株式会社（同法第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）に」に改める。
- (3) 附則第14項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。
- (4) 附則第15項中「第35条」を「第35条の2」に改める。
- (5) 附則第21項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第12項、第14項及び第15項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（札幌市職員退職手当条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって施行日

以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。